

## 起業家支援強化事業に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

坂井市を「起業者のまち」として位置づけ、施策を通じて坂井市のビジネスコミュニティを形成し、起業家に対する支援を強化することで地域内外からの関係人口を増加させ、地域経済の活性化を図る。また、ゼブラ起業のエッセンスを取り入れることで、持続可能なビジネスモデルの創出を促進し、地域社会に貢献する企業の育成を目指す。

本要領は、上記目的等の実現に向け、起業家支援強化事業に関する委託事業者を選定するための公開型プロポーザルの実施方法を定める。

### 2 概要

(1) 業務名 起業家支援強化事業業務

(2) 提案内容

1. 「起業者のまち」として機運醸成につながるイベントの運営

① オープニングイベントの実施。

② 坂井市での起業環境や支援制度について広く周知。

2. 学習会の企画及び運営

① 起業に必要な知識やスキルを学ぶための学習会を開催。

② 起業家としての心構えや経営戦略について学ぶ機会を設け、参加者同士の意見交換を促進。

③ 県内の支援機関との連携

3. ビジネスコミュニティの形成

① 参加者同士が交流できる場を提供し、ビジネスコミュニティの形成。

② コミュニティでの情報共有や相互支援を促進し、起業家同士のネットワークの強化。

4. 広告配信及び関係人口の増加

① 起業に関する情報発信力の強化。

② 地域外からの関係人口の増加を図る。

(上記1. 2. 3. の参加者に県外から延べ30名以上を招集すること。)

5. K P I

①地域への経済効果を踏まえたK P I の提案。

②K P I の達成に向けた具体的な取組の提案。

③将来に向けた具体的な提案（3カ年計画）

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 3 見積もり上限額

見積額の上限は4,257,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

#### 4 選定方式及び契約方法

起業家支援強化学業を推進するにあたっては、地域資源を活用した新たなビジネスモデルの創出や、若者の起業意欲を高めるための取り組みが不可欠である。このため、定期的なイベントや学習会を開催し、起業者同士のネットワーク形成を推進することができ、かつ専門的な知識や過去に同様の業務等を実施した実績を持つ事業者であって、市内外から起業家を呼び込むためのノウハウや連携実績を有する事業者からの提案を広く公募する。

選定方法については、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものである。なお、受注候補者の決定後、仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

○提案書には以下の内容を含めること。

- ア- 事業者の概要（法人名、所在地、代表者名、連絡先等）
- イ- 起業家支援に関する実績や経験
- ウ- 提案する具体的な支援内容（イベント、学習会、コミュニティ形成等）
- エ- 事業の実施体制（担当者、役割分担等）
- オ- 予算案（必要経費の内訳）
- カ- 事業の成果目標及び評価方法

#### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、坂井市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 坂井市に納付すべき市民税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 坂井市暴力団排除条例に該当しない者であること。

#### 6 参加申込の手続等

- (1) 担当部局

坂井市産業政策部 商工労政課

住 所：福井県坂井市坂井町下新庄1-1

電 話：0776-50-3153

メールアドレス：syokou@city.fukui-sakai.lg.jp

(2) 選考スケジュール

公告 2025年（令和7年）3月24日（月）

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2025年（令和7年）3月24日（月）から同年4月7日（月）までの  
午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日等を除く。）

イ 配布場所

6(1)に同じ。※本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年（令和7年）3月24日（月）から同年3月31日（月）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式第3号）を添付し、6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※電子メールの送信の際は、件名に「起業家支援強化事業業務に関する質問」と記した上で送信をすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

エ 質問書に対する回答期限

2025年（令和7年）4月2日（水）

## 7 スケジュール

内容	日時
公募開始（公告）	令和7年3月24日（月）
質問書提出期限	令和7年3月31日（月）午後5時
質問書に対する回答期限	令和7年4月2日（水）
参加申込書等提出期限	令和7年4月7日（月）午後5時
企画提案書提出期限	令和7年4月14日（月）午後5時
プレゼンテーション	令和7年4月下旬
審査結果通知	令和7年4月下旬
契約締結予定日	令和7年5月上旬

## 8 参加申込書類の作成等

### (1) 受付期間

2025年（令和7年）3月24日（月）から同年4月7日（月）までの  
午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は4月7日午後5時必着）

### (2) 提出場所

6(1)に同じ。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで）

### (4) 提出書類及び部数

次のアからセまで（ス 企画提案書を除く）の書類を作成し、提出すること。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。

ア 受付票 1部

イ 参加申込書 1部

ウ 実績報告書 1部

エ 業務の実施体制 1部

オ 商業登記簿謄本（写しでも可。） 1部

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し） 1部

キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書を提出すること。） 1部

ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。） 1部

ケ 印鑑証明書（原本） 1部

コ 使用印鑑届（任意様式）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。） 1部

サ 委任状（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。） 1部

シ 誓約書 1部

ス 企画提案書 1部

企画書案書 正本1部、

※企画書は、提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。

※PDFデータを6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

セ 見積書 正本1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

## 9 企画提案書類の評価及び評価基準

8で提出された企画提案書を基に評価委員会が評価を行う。

### (1) プレゼンテーションの実施

#### ア 日時

2025年（令和7年）4月下旬

※後日、参加申込書類提出者に通知する。

#### イ 場所

後日、参加申込書類提出者に通知する。

#### ウ 企画提案の所要時間

- ・ プレゼンテーション 25分程度
- ・ 評価委員等からの質疑 15分程度

#### エ 注意事項

- ・ 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・ 指定の時間に遅れた場合は、審査の対象としない。

### (2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

### (3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

### (4) 選定結果の通知

2025年（令和7年）4月下旬までに審査を行い、参加申込書類提出者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

### (5) 参加資格の確認

参加申込書類提出者のうち、参加資格を有しないことを確認した者については、その旨を通知する。

### (6) 参加申込書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

イ 参加申込書類の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

## 10 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が8(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

### 1 1 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があつたと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

### 1 2 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、坂井市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、参加申込辞退届（様式第3号）を6(1)の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。